様式第１（第５条関係）

一般信書便事業許可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第６条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　事業計画

［(1)　略］

(2)　信書便物の配達の方法

イ　一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

注　「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の１月３日まで」、「土曜日及び日曜日」のように記載すること。

ロ　一般信書便物をその宛て所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

注　当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。

［(3)・(4)　略］

［２　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十九号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十八条第二項及び第三十五条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十三日

総務大臣　武田　良太

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定） **第一条**　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。）は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した令和二年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とす	［新設］

様式第１（第５条関係）

一般信書便事業許可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第６条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　事業計画

［(1)　同左］

(2)　信書便物の配達の方法

イ　一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

注　「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の１月３日まで」、「日曜日」のように記載すること。

ロ　一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

注　当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。

［(3)・(4)　同左］

［２　同左］